

大田区立雪谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和 3 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立雪谷小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第 1 雪谷小学校いじめ防止基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校の基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第 2 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

第 4 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、大田区・教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本

として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会等による主体的な取組を支援するなどして、児童がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動を推進する

いじめられた児童を守る

学校は、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童の取組を支える

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者に伝えた児童を守り通すとともに、周囲の児童の発信を促すための児童による主体的な取組を推進する。また、教育委員会、家庭地域社会その他の関係機関の支援を得てこれらの取組を行う。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校は、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通じて、児童に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

本校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定 最終改定 平成29年3月14日）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）及び本基本方針を参酌し、本校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ対策組織」（以下「学校いじめ対策委員会」）を設置し、あらゆるいじめに対して、迅速かつ組織的に対応する。本校の学校いじめ対策委員会は、校長、副校長、生活指導主任、教務主任、当該担任、学年主任、専科主任、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する。
- (2) 学校は、児童及び保護者に対して、学校いじめ対策委員会の存在及び活動を周知させるとともに、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。
- (3) 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会、保護者、地域及び関係機関と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 児童がいじめの問題について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 言葉遣いや関わり合い方など、子供たち同士が温かく思いやりをもって関わり合うことができるような指導を行い、いじめの発生しにくい環境を作る取り組みを行う。
- ・ 校内研修等OJTの充実等を通じて教職員の対応力の向上を図る。
- ・ インターネットによるいじめを防止するための啓発活動を行う。
- ・ 第6学年（実態に応じて第5学年）には、東京都教育委員会が作成したDVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を活用した授業を行い、重大事故につながらないように児童に啓発をする。
- ・ SCとの全員面談（5年生）を行い、児童と話をしたり様子を観察したりする。悩みごとや困ったことがあった際には、相談できる場があることを児童に知らせる。
- ・ 各種支援員、相談員、エデュケーション・アシスタントなどを活用し、多くの目で児童を見守るようにする。
- ・ 個人面談や教育相談、学校便りなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・ 日常的な会話や観察を通して、児童の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期の実態把握とともに、保健室や相談室の利用等、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 児童に対し、定期的に外部相談窓口の周知のためのチラシを配布する等により、学校に相談しづらいことについては、多様な外部相談窓口で相談に応じていることを伝える。

- ・ いじめに関する情報を全教職員間で適切に共有化する。
- ・ 保護者や地域住民、関係機関の職員等からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定し、いじめの解消に向けた対応を行う。
- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
- ・ いじめを解決するために保護者への支援・助言を行う。
- ・ 学校便りや保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。
- ・ 単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた児童が心身の苦痛を感じていないことが確認できれば、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた児童及びいじめた児童については、引き続き様子を注意深く観察する。

(4) 重大事態への対処

- ・ 全教職員に、法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。
- ・ 重大事態の発生が確認された場合には、直ちに教育委員会を通じて区長へ、事態発生について報告する。
- ・ いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態の調査結果について教育委員会及び区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

【いじめの重大事態】いじめ総合対策（上巻）69ページより

一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。

一、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。